

規 則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則（平成十五年埼玉県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。